

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり国東市長等から通知がありましたので、公表します。

令和8年8月12日

国東市監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 和田 圭介

1 監査実施日

令和7年9月20日～令和8年3月25日

2 対象機関

社会教育課、文化財課、環境衛生課、自動車学校、市民病院
観光・地域産業創造課、会計課、建設課、農業委員会事務局

3 監査の種別

定期監査及び行政監査

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様
国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市教育長 岩 光 一 郎



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 7 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 社会教育課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。 行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあった。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	①電気料徴収に係る歳入科目誤り 国東市公有財産規則第28条に則り、令和 8 年度から電気料については、会計区分を明確に分離し諸収入（雑入）として切り分けて、請求書を作成し業者に納付するように是正したい。 ②電気料徴収に係る額の算定方法の差異 社会教育課では、基本的に各月の電気料に基づき算定しているが、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものが一部あったので、令和 8 年度からは是正したい。

令和8年6月30日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市教育長 岩 光 一 郎



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和7年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

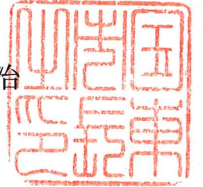
・ 監査対象機関 文化財課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。 行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあつた。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	電気料徴収に係る歳入科目誤り 令和8年度から電気料を諸収入（雑入）として受入れ、会計区分を明確化したうえで徴収します。 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 令和7年度4月から来館者の利便性の向上を目的に新たに設置した物件であり、年度末一括請求を設置条件としていたが、設置業者が毎月の電気使用量を把握してため、監査委員からの指摘をもとに財政課から示された基準により電気料を算出し、設置業者に請求しました。 今後とも適切な会計処理に努めます。

国東市監査委員 徳部吉昭様

国東市監査委員 和田圭介様

国東市長 松井督治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和7年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 環境衛生課

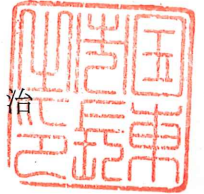
指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあった。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、 ①電気料金徴収の歳入科目に関して、諸収入（雑入）を別で設けるように是正します。 ②電気料金徴収額は、月々の電気料金に基づいて算定するように是正します。

令和 8 年 6 月 1 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 7 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 自動車学校

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。 行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあった。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、①電気料金徴収の歳入科目は、諸収入（雑入）とし、②電気料徴収額は、月々の電気料金に基づいて算定するように是正します。

令和 8 年 6 月 30 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和7年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 市民病院

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。 行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあった。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	事例①[電気料徴収に係る歳入科目誤り] 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて会計処理を行っている現状に対し、ご指摘の国東市公有財産規則第28条及び国東市公有財産規則第28条の規定に書かれているとおり、行政財産目的外使用料と電気料は法的性質を異とし、会計区分を明確に分離しなければならないことを踏まえ整理しました。 令和8年度より電気料は光熱水費の収入（戻入）、行政財産目的外使用料はその他医業外収益として取り扱います。 事例②[電気料徴収に係る額の算定方法の差異] 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがある現状に対し、ご指摘の国東市公有財産規則第43条の規定に書かれているとおり月々の電気料に基づいて算定するのが適切であることを踏まえ見直しました。 令和8年度より規定のと通りの算定を行います。

令和 8 年 6 月 23 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 7 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

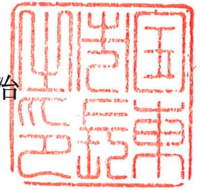
・ 監査対象機関 観光・地域産業創造課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務について、不適切な事務処理が複数確認された。 事例① 電気料徴収に係る歳入科目誤り 自動販売機の電気料徴収について、電気料に係る歳入科目を諸収入（雑入）とせず、使用料に含めて一括請求している事例が多く、課で見受けられた。 国東市公有財産規則第28条に規定する貸付料及び同規則第43条に規定する光熱費等の負担の趣旨によれば実費を負担しなければならないとされている。さらに、別に定められた国東市公有財産規則第28条の規定による貸付料算定基準の中で、電気代は別に徴収と明記されている。 行政財産目的外使用料は、行政財産の使用の対価として徴収するものであり、電気料は実費負担としての性質を有するものである。両者は法的性質を異にするため、会計区分を明確に分離し徴収することが適切である。 事例② 電気料徴収に係る額の算定方法の差異 光熱水費等の負担（電気料の額に係る算定方法等）について、設置施設に係る各月の電気料に基づき算定しているものと、従前から見直しのない定額単価に基づき算定しているものがあつた。 国東市公有財産規則第43条において「行政財産の使用許可を受けた者は、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費を負担しなければならない。」と規定されており、基本的には設置施設の月々の電気料に基づいて算定するのが適切である。 各担当課においては、国東市行政財産使用料条例及び国東市公有財産規則の内容を確認するとともに、歳入科目並びに算定方法の見直しを行っていただきたい。	事例① 今回の監査報告における行政財産の目的外使用許可に伴う自動販売機設置に係る収入事務については、ご指摘のとおり、国東市公有財産規則の理解不足により、従前の例にならない事務を執行しました。 今後は、電気料は諸収入（雑入）、行政財産使用料は使用料とし、正しい歳入科目により請求します。今回のケースを課内で共有するとともに、国東市公有財産規則の理解を深め、適切な事務の執行に努めます。

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和7年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 会計課

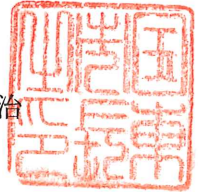
指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
令和6年度から令和7年度に繰越した国庫支出金及び県支出金「収入調定行為何書兼収入命令書」の起票日（調定日）が4月1日付けになっていない事例が確認された。 電子決裁事務マニュアル（P7、P8）では、国庫支出金及び県支出金の調定を整理する時期は、「交付決定時（通知を受けた日）」「【原則】交付決定を受けたときに調定（収入調定行為何書兼収入命令書）」ただし、「変更交付決定がある場合は、変更交付決定時に増減額を調定」「一部を請求する場合は請求額でその都度調定」と一定のルールが記載されている。しかし、繰越事業に係る調定については、繰越事業に係る調定期間及び起票方法に関する具体的な記載が十分ではない。 会計課にあっては、適切な事務処理が行えるようにマニュアル等の見直しを行っていただきたい。	現状の会計事務マニュアル及び電子決裁マニュアルには、繰越事業に係る調定についての事務処理要領の記述がありません。 よって、早急に、会計事務マニュアル及び電子決裁マニュアルを改正します。
旅費に関連して誤った事務処理が確認された。 農業委員会会長（以下「会長」という。）の費用弁償の支払について、会長は非常勤特別職であり、本来は資金前渡による支払いが適切である。しかし、実際は農業委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に概算払で支払っている。併せて、普通旅費の支払用の「旅行命令書」と「旅費明細書」が添付されており、「旅費明細書」については事務局長分の明細書となっている。旅費マニュアルによれば旅行命令は電子決裁ではなく「旅行命令兼費用弁償領収明細書」とされている。 また、「旅費明細書」が事務局長分であったため、会長本人が受領した事実を確認できる書類が整備されていなかった。 旅費の処理において、普通旅費の概算払と費用弁償の資金前渡は誤りやすい項目と思われる。 各担当課においては旅行マニュアルに沿った処理を行うべきであるが、会計課においても、関係課に対する適切な審査及び指導を徹底されたい。	指摘があった、農業委員会会長の費用弁償の支払は、令和7年5月の旅行に係るものです。 本件に関しては旅費の清算後に監査委員事務局より指摘があり、直ちに会計課内で、旅行マニュアルに沿った正しい事務処理要領を確認し、適切な審査に努めているところです。 今後も適時、旅行マニュアルを確認し、その内容に沿った正しい事務処理がなされているかを適切に審査するよう徹底します。

令和8年 6月29日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和7年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 建設課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
使用許可期間が令和7年2月14日から令和7年4月30日までのように複数年度にわたる使用許可を行っている市道の電柱占用料について、起票日（調定日）及び収入命令日が令和7年4月30日になっており、令和7年4月1日付けになっていない事例が確認された。 行政財産の目的外使用については、地方自治法第225条の規定により使用料を徴収することになる。この場合、地方自治法第208条第1項（会計年度及びその独立の原則）「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」並びに国東市会計規則（調定）第5条第1項「収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、……直ちに収入の決定をしなければならない。」に基づき、使用許可等の年度更新や複数年による場合には各年度当初の4月1日付けで調定を行うことが適切である。 収入事務は担当職員だけでなく、課内において共通理解した上で、適切な事務処理が継続的に確保されるよう努められたい。	今回の監査報告における行政財産の目的外使用料の使用許可等の年度更新や複数年による場合については、ご指摘のとおり、年度当初の4月1日付けで調定を行うことが適切でありますので、事務処理の改善に努めていきます。

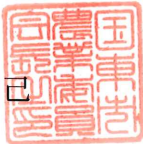


国農委第 0630002 号
令和 8 年 6 月 30 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 和 田 圭 介 様

国東市農業委員会
会長 秋 國 崇 己



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 7 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

- ・ 監査対象機関 農業委員会事務局

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
旅費に関連して誤った事務処理が確認された。 農業委員会会長（以下「会長」という。）の費用弁償の支払について、会長は非常勤特別職であり、本来は資金前渡による支払いが適切である。しかし、実際は農業委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に概算払で支払っている。併せて、普通旅費の支払用の「旅行命令書」と「旅費明細書」が添付されており、「旅費明細書」については事務局長分の明細書となっている。旅費マニュアルによれば旅行命令は電子決裁ではなく「旅行命令兼費用弁償領収明細書」とされている。 また、「旅費明細書」が事務局長分であったため、会長本人が受領した事実を確認できる書類が整備されていなかった。 旅費の処理において、普通旅費の概算払と費用弁償の資金前渡は誤りやすい項目と思われる。 各担当課においては旅行マニュアルに沿った処理を行うべきであるが、会計課においても、関係課に対する適切な審査及び指導を徹底されたい。	旅費処理において、普通旅費の概算払いと費用弁償の資金前渡について、違いを理解した上で旅費マニュアルに沿った処理を行うよう徹底します。